

恵庭市告示第109号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、次のとおり指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者自立支援法第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定により公示する。

令和6年8月22日

恵庭市長 原田



指定した事業所

申請者	名称	恵庭市
	主たる事務所の所在地	恵庭市京町1番地
事業所	名称	恵庭市子ども相談支援室 え〜る
	所在地	恵庭市黄金南5丁目11番地4
指定年月日		令和6年9月1日
事業の種類		特定相談支援事業
事業所の主たる対象者		障がい児
事業所番号		0131200289

申請者	名称	恵庭市
	主たる事務所の所在地	恵庭市京町1番地
事業所	名称	恵庭市子ども相談支援室 え〜る
	所在地	恵庭市黄金南5丁目11番地4
指定年月日		令和6年9月1日
事業の種類		障害児相談支援事業
事業所の主たる対象者		障がい児
事業所番号		0171200041